平成２２年（フ）第３８０８号
大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１
Ｃ―610号室
破産者　峯　　宏昌
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４６号
大阪府枚方市西招提町2239番地の１
破産者　河渕　唯史
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５２号
大阪府茨木市若園町５番45号
破産者　関野志津枝（旧姓金子）
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０８３号
大阪府大東市泉町２丁目16番１号　サーパス大東泉町617号
破産者　小林　義弘
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１２０号
大阪府高槻市西面中２丁目10番15号
破産者　青山　光男
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１７１号
大阪府東大阪市御厨南３丁目３番33号
破産者　河原　章夫
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４９号
大阪市大正区泉尾５丁目15番20号
破産者　上原　幸子
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６６６号
大阪府富田林市宮町３丁目2008番地88
破産者　寺井　信英
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２５号
堺市中区深井沢町3391－２－208、住民票上の住所大阪府八尾市太田６丁目206番地の１
破産者　滝野　康明
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
和歌山県和歌山市宇田森122番地の４、破産開始決定時の住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目159番地の12
破産者　藤井　好子
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６号
和歌山県和歌山市宇田森122番地の４、破産開始決定時の住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目159番地の12
破産者　藤井　国博
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９２号
兵庫県西宮市瓦林町14番５号広畠文化202号
破産者　カラオケ喫茶演歌ひとすじこと　宮本ハツヱ
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番15―112号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目18番１―307号
破産者　宇野　睦美
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５７号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目17番17―402号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目18番１―307号
破産者　宇野　英治
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７９号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目15番３―403号
破産者　吉川　新治
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９２号
兵庫県芦屋市西蔵町８番24号　ピエタテール芦屋305、前住所兵庫県西宮市川添町13番24号
破産者　西原　徹治
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９５号
兵庫県西宮市湯元町４番14号
破産者　北村　武資
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０２号
兵庫県西宮市生瀬東町５番25―102号
破産者　ヒコインターナショナルこと　平田幸一
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２４号
兵庫県尼崎市田能１丁目２番８号七草ハイツ101
破産者　藏本美由紀
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係